

トピックス

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」の制定

三重県では、産業廃棄物の適正な処理を推進し、県民の安全で安心な暮らしの確保を目的とした「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（以下、「新条例」という。）」を制定し、平成21年4月1日から施行しました。

【新条例の概要】

新条例は、「三重県環境基本条例の理念にのっとり、産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理の推進を図り、もって県民の現在及び将来の生活環境の保全に資すること」を目的としています。

新条例において新たに規定した事項は、「産業廃棄物の保管場所に係る届出」等6項目です。（別図）

また、「三重県生活環境の保全に関する条例」において規定していた事項については、現在の産業廃棄物を取り巻く状況の変化を考慮し、引き続き規定する必要がある「産業廃棄物の県内搬入に係る届出」等の5項目については新条例に移行し、必要性が失われていると考えられる「指定産業廃棄物に係る届出」の規定については廃止しました。

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に関してのお問い合わせは、三重県環境森林部廃棄物対策室（電話059-224-2475）、又は、お近くの環境事務所までお願いします。

また、ホームページ（三重の環境と森林）に条例本文及び逐条解説を掲載しております。

(<http://www.eco.pref.mie.jp/cycle/100080/jyourei/sanpai/sanpaijorei.htm>)

別図

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例のあらまし

